

平成29年度 農山漁村振興交付金(山村活性化支援交付金事業) 事業実施結果の評価

日 時 : 平成30年5月25日(金)
場 所 : 東陽農林水産地域事務所

学識経験者等第三者

八代市立東陽中学校校長 徳田 雅人 氏

東陽小学校評議委員 平木 恵子 氏

農山漁村振興交付金実施要綱(抜粋)

第6 事業実施結果の評価

- 1 事業実施結果については、農村振興局長が別に定めるところにより、交付対象事業の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するものとする。

農山漁村振興交付金実施要領(抜粋)

第5 事業実施結果の評価

- 1 実施要綱第6による交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところにより実施するものとする。

別紙4(山村活性化対策に関する事業に係る取扱い)

第5 事業実施結果の評価

- 1 別紙3の第7の1による事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 2 別紙3の第7の1による事業の評価の報告は、別紙様式第7号及び第8号により、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。
- 3 別紙3の第7の2の報告は、別紙様式第9号により速やかに行うものとする。
- 4 別紙3の第7の3の低調とは、事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、取組内容の達成率が概ね50%未満となった場合とする。

別紙3(山村活性化対策に関する事業に係る運用)

第7 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙4に定めるところにより、目標年度(事業完了年度)までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 2 省略
- 3 省略